

岩手県知事部局行政組織規則及び岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第26号

岩手県知事部局行政組織規則及び岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

(岩手県知事部局行政組織規則の一部改正)

第1条 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章・第2章 [略]	第1章・第2章 [略]
第3章 出先機関	第3章 出先機関
第1節・第2節 [略]	第1節・第2節 [略]
第3節 広域振興局以外の出先機関	第3節 広域振興局以外の出先機関
第1款～第7款 [略]	第1款～第7款 [略]
	<u>第8款 復興局に属する出先機関(第74条の2・第74条の3)</u>
第4節 [略]	第4節 [略]
第4章～第6章 [略]	第4章～第6章 [略]
附則	附則
(復興局の分課及びその分掌事務)	(復興局の分課及びその分掌事務)
第13条の2 [略]	第13条の2 [略]
2 復興推進課の分掌事務は、次のとおりとする。	2 復興推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
管理担当の分掌事務	管理担当の分掌事務
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
<u>(5) [略]</u>	<u>(5) 東日本大震災津波伝承館に関すること。</u>
<u>(6) [略]</u>	<u>(6) [略]</u>
[略]	[略]
3・4 [略]	3・4 [略]
5 震災津波伝承課の分掌事務は、次のとおりとする。	5 震災津波伝承課の分掌事務は、次のとおりとする。
伝承企画担当の分掌事務	伝承企画担当の分掌事務
(1) [略]	(1) [略]
(2) <u>東日本大震災津波伝承館</u> に関すること。	(2) <u>東日本大震災津波による災害からの復興に係る情報発信に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)</u> 。
(県土整備部に属する出先機関の内部組織)	(県土整備部に属する出先機関の内部組織)
第74条 [略]	第74条 [略]
	<u>第8款 復興局に属する出先機関</u>
	<u>(東日本大震災津波伝承館)</u>
	<u>第74条の2 東日本大震災津波伝承館の所掌事務は、次のとおりとする。</u>
	<u>(1) 東日本大震災津波に関する資料の収集、保管及び展示</u>

並びに東日本大震災津波による災害からの復興に係る情報発信に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）

（2）東日本大震災津波の教訓に係る調査研究に関すること

（3）その他東日本大震災津波の教訓の伝承に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）

2 東日本大震災津波伝承館の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
東日本大震災津波伝承館	陸前高田市

（復興局に属する出先機関の内部組織）

第74条の3 復興局に属する出先機関に、別表第9の2に掲げるところにより、課を置く。

2 課の分掌事務は、別に定める。

（職）

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務	
[略]			
県土整備部に属する出先機関	[略]		
復興局に属する出先機関	東日本大震災津波伝承館	館長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、東日本大震災津波伝承館の事務を掌理する。
		副館長	館長を補佐し、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
		課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		

（職）

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
県土整備部に属する出先機関	[略]	

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		

県土整備部に属する出先機関	[略]
---------------	-----

3～5 [略]

別表第9 県土整備部に属する出先機関の課（第74条関係）

[略]

県土整備部に属する出先機関	[略]	
復興局に属する出先機関	主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
	主査及び主査行政専門員	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の特定事務を処理する。
	主任及び主任行政専門員	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務又は技術をつかさどる。
	所付	上司の命を受け、所等の特定事務を処理する。

3～5 [略]

別表第9 県土整備部に属する出先機関の課（第74条関係）

[略]

別表第9の2 復興局に属する出先機関の課（第74条の3関係）

出先機関	課
東日本大震災津波伝承館	総務課
	事業課

備考 改正部分は、下線の部分である。

（岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正）

第2条 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第3章 [略]	第1章～第3章 [略]
第4章 専決	第4章 専決
第1節・第2節 [略]	第1節・第2節 [略]
第3節 出先機関における専決	第3節 出先機関における専決
第1款 [略]	第1款 [略]
第2款 広域振興局以外の出先機関（第41条— <u>第56条</u> ）	第2款 広域振興局以外の出先機関（第41条— <u>第56条の2</u> ）
附則	附則

(広域振興局以外の出先機関の長委任事項)

第6条 [略]

2～7 [略]

(代決)

第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。

(1) [略]

(2) 出先機関における代決

機 関	決裁権者	代決権者	
		第1順位者	第2順位者
[略]			
花巻空港 事務所	[略]		

(復興局の総括課長及び担当課長の専決事項)

第27条の2 [略]

2・3 [略]

4 震災津波伝承課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 震災津波伝承施設の整備に関すること。

(2) [略]

伝承企画担当課長専決事項

(1) 震災津波伝承施設の運営に係る関係機関との調整に関すること。

(広域振興局以外の出先機関の長委任事項)

第6条 [略]

2～7 [略]

8 広域振興局以外の出先機関のうち復興局に属する出先機関

の長に委任する事項は、別表第16の2に掲げるとおりとする。

(代決)

第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。

(1) [略]

(2) 出先機関における代決

機 関	決裁権者	代決権者	
		第1順位者	第2順位者
[略]			
花巻空港 事務所	[略]		
東日本大 震災津波 伝承館	館長	<u>当該事務を担当する副館長</u>	他の副館長
	副館長	主管の課長	<u>館長があらかじめ指定する職員</u>
	課長	<u>館長があらかじめ指定する職員</u>	

(復興局の総括課長及び担当課長の専決事項)

第27条の2 [略]

2・3 [略]

4 震災津波伝承課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 東日本大震災津波の伝承に係る施策の企画に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 東日本大震災津波による災害からの復興の情報発信に係る施策の企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(3) [略]

伝承企画担当課長専決事項

(1) 東日本大震災津波の伝承に係る関係機関との調整に関すること。

(花巻空港事務所長専決事項)

第56条 [略]

(花巻空港事務所長専決事項)

第56条 [略]

(東日本大震災津波伝承館の館長等専決事項)

第56条の2 東日本大震災津波伝承館(以下この条において「伝承館」という。)の館長、副館長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

館長専決事項

(1) 副館長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

。

(2) 副館長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(3) 副館長の休暇その他の服務に関すること。

副館長専決事項

(1) 職員の事務分担に関すること。

(2) 課長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(3) 課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(4) 課長の休暇その他の服務に関すること。

課長共通専決事項

(1) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(2) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(3) 職員の休暇その他の服務に関すること。

(4) 軽易な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。

(5) その他前各号に準ずる軽易な事項

総務課長専決事項

(1) 職員以外の者の旅行依頼に関すること。

(2) 被服の貸与に関すること。

(3) 軽易な事実の証明に関すること。

(4) 行政文書の開示の決定に関すること。

(5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関すること。

(6) 設計額1,000万円未満の工事の完成検査に関すること。

。

(7) 工事の執行等に伴う届出、申請等に関すること。

2 伝承館の館長に委任された事項のうち、伝承館の副館長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 1件の評価額3,500万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産の処分(取壊しその他これに類する場合に限る。)に関すること。

(2) 令達された歳出予算又は債務負担行為の範囲内で、設計額1億5,000万円未満(設計変更の場合は、変更後の設計額2億円未満)の建設工事を執行すること。

3 伝承館の館長に委任された事項のうち、伝承館の総務課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 防火管理者を定めること。
- (2) 現金取扱員、物品取扱員、契約履行確認のための検査員及び物品検収員を命ずること並びに出納員補佐を命ずること（出納員規則第3条第1項の規定により命ずる場合及び災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき岩手県災害対策本部が設置された災害の発生、出張等による出納員の長期不在等特別の事情がある場合に限る。）。
- (3) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合又は使用部分が小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付け及び貸付期間が1週間以内の場合における物品の貸付けをすること。
- (4) 公有財産の維持及び保全のため必要な命令を発すること。
- (5) 県税以外の収入金を徴収すること。
- (6) 建設工事請負契約の内容及び建設工事の出来高を証明すること。
- (7) 令達された予算の範囲内で、支出負担行為（建設工事の請負契約の締結に係るもの及び物品の購入に係るもの並びに複写機の賃貸借及び保守契約（別に定めるものを除く。）に係る入札及び契約を除く。）をすること。
- (8) 令達された歳出予算の範囲内で、支出命令を発すること。
- (9) 令達された予算の範囲内で、用品調達基金条例施行規則第4条第1号に規定する物品の購入をすること。
- (10) 令達された歳出予算の範囲内で、物品の修繕をすること。
- (11) 貸与被服の処分をすること。
- (12) 歳入歳出外現金等の出納通知をすること。
- (13) 物品の出納通知をすること。
- (14) 東日本大震災津波伝承館条例施行規則（令和元年岩手県規則第25号）第6条の規定による施設汚損等の場合の指示に関すること。

別表第16 広域振興局以外の出先機関のうち県土整備部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

[略]

別表第16 広域振興局以外の出先機関のうち県土整備部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

[略]

別表第16の2 広域振興局以外の出先機関のうち復興局に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区 分	事 務	条 項	内 容
-----	-----	-----	-----

東日本大 震災津波 伝承館長	東日本大震災津波伝承館条例（平成31年岩手県条例第49号）	第2条 第1項	行為の許可
	の施行に関する事務	第4条	行為の許可の取消し等
	東日本大震災津波伝承館条例施行規則の施行に関する事務	第2条 第2項	臨時の休館及び開館
		第3条 第2項	開館時間等の臨時の変更
		第6条	施設汚損等の場合の指示

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、令和元年9月22日から施行する。
- 予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第2条関係） [略] 花巻空港事務所 盛岡教育事務所 [略]	別表第1（第2条関係） [略] 花巻空港事務所 <u>東日本大震災津波伝承館</u> 盛岡教育事務所 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

- 出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則（昭和61年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																							
別表第1（第2条－第4条関係） <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">組 織</th> <th>職 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事の 事務部 局</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出先機関</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>県土整備部に属する出先機関</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組 織		職 等	知事の 事務部 局	[略]		出先機関	[略]			県土整備部に属する出先機関	[略]	議会の事務部局	[略]		[略]			別表第1（第2条－第4条関係） <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">組 織</th> <th>職 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事の 事務部 局</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出先機関</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>県土整備部に属する出先機関</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>復興局に属する出先機関</u></td> <td>東日本大震災津波伝承館 総務課長</td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組 織		職 等	知事の 事務部 局	[略]		出先機関	[略]			県土整備部に属する出先機関	[略]		<u>復興局に属する出先機関</u>	東日本大震災津波伝承館 総務課長	議会の事務部局	[略]		[略]		
組 織		職 等																																						
知事の 事務部 局	[略]																																							
出先機関	[略]																																							
	県土整備部に属する出先機関	[略]																																						
議会の事務部局	[略]																																							
[略]																																								
組 織		職 等																																						
知事の 事務部 局	[略]																																							
出先機関	[略]																																							
	県土整備部に属する出先機関	[略]																																						
	<u>復興局に属する出先機関</u>	東日本大震災津波伝承館 総務課長																																						
議会の事務部局	[略]																																							
[略]																																								

備考 改正部分は、下線の部分である。